

介護保険に関連した世帯分離の届出について

サービス利用者のご家族から「同居していても、住民票上の世帯分離をすれば負担限度額認定が受けられると、事業所・ケアマネージャーから聞いた」など、世帯分離について、お問合せを受けることがあります。

住民票上の「世帯」とは、「居住及び生計をともにする者の集まり、又は単独で居住し、生計を維持する者」と定義されており、世帯分離を含む住民異動に関する届出は居住実態に即したものでなければなりません。

介護保険料や介護保険サービス利用料を軽減する目的、特に負担限度額認定の要件を満たすため、居住実態に即していない虚偽の世帯分離の届出を行った場合は、過料に処される可能性があります。世帯分離について、利用者に誤った案内をしないよう注意してください。

住所地特例施設や地域密着型サービス利用者の住所の異動について

住所地特例対象施設へ他市町村から転入して入居する際に、居住実態がないにもかかわらず長岡市内の親族等の住宅に住所を異動した場合、住所地特例の対象となりません。住所地特例は施設所在地の財政負担が集中するのを防ぐための制度であり、他市町村に住所を有する方が長岡市内の住所地特例対象施設に入居する場合は、入居前に住所のあった市町村が保険者となります。他市町村からの入居者を受け入れる際には、利用者等に施設から住所地特例についての説明をお願いします。

また、長岡市内の地域密着型サービス利用のため、他市町村からグループホームや長岡市内の親族宅等へ住所異動を行った事例が発生し、不適切な事例として注意しました。長岡市内の地域密着型サービスを利用できるのは「長岡市に住所を有する住民のみ」です。利用希望者が地域密着型サービスの利用を目的として、他市町村から住所を異動していないかなど、十分に確認をしてください。

マイナポータル（ぴったりサービス）を活用した 介護保険の電子申請について

介護保険関連の手続きについて、マイナンバーカードを使用する「ぴったりサービス」により、令和5年3月31日から電子申請の受付を開始します。

1 ぴったりサービスとは

国が運用するオンラインサービス「マイナポータル」を活用し、インターネット経由で住民が行政サービスに関する検索や電子申請等が行えるサービスです。

2 電子申請での手続きが可能な届出

- (1) 要介護・要支援認定の申請
- (2) 要介護・要支援更新認定の申請
- (3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- (4) 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- (5) 介護保険負担割合証の再交付申請
- (6) 被保険者証の再交付申請
- (7) 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- (8) 介護保険負担限度額認定申請
- (9) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- (10) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- (11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

3 電子申請に必要なもの

- (1) 本人または代理人のマイナンバーカード
※申請者が代理人の場合は、番号確認、身元確認及び代理権の確認が必要となります。
- (2) マイナポータルアプリケーションをインストールしたパソコンやスマートフォンなどモバイル端末
- (3) マイナンバー読み取り専用のICカードリーダーライター（市販のもの）
※マイナンバーカード対応スマートフォンの場合、ICカードリーダーライターは不要です。
※ICカードリーダーライターは公的個人認証に対応しているものと対応していないものがあります。用意の際は公的個人認証サービスに対応した機器をご利用ください。

4 留意点

電子申請が可能な手続きの中には、申請書以外に郵送や窓口により提出が必要となる書類があります。必要書類の提出があるまで申請は不備扱いとなり、完了しませんのでご注意ください。

担当：介護保険課

TEL：0258-39-2245

FAX：0258-39-2278